



九度山町告示第35号

令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、地方税法第416条第1項及び第3項の規定により、下記のとおり関係者の縦覧に供する。

令和8年3月26日

九度山町長 岡本



記

- 縦覧期間 令和8年 4月 1日(水) から
令和8年 8月10日(月) まで
(但し、土曜日、日曜日、祝日を除く)
- 縦覧時間 午前8時30分から午後5時まで
- 縦覧場所 九度山町役場 税務課